

運送保険(契約者をCBcloud株式会社、被保険者をCBcloudのパートナーの皆さまとした引受方式)にご加入いただく皆さまへ

ご加入時にご注意ください

- ◇この書面では、CBcloud株式会社(以下当社といいます。)が契約者となり、損保ジャパンとの間で締結している運送保険の内容についての重要な事項を記載しておりますので、十分にご確認ください。
- ◇この保険契約は、当社が輸送を委託するパートナーの皆さまが任意でご加入いただける保険です。
- ◇この保険にご加入いただきますと、万が一の事故に対して保険約款・特約の内容に従い貨物の所有者または当社に対して負担する賠償責任による損害について保険金をお受け取りいただけます。

当社が損保ジャパンと締結している運送保険の主な契約内容は、次のとおりです。この書面では、この保険の内容のうち重要な事項のみを記載しております。(詳しくは当社までお問い合わせください。)

1. 本保険の概要

(1) 保険金を支払う損害

パートナー様が運送・作業・保管を受託した貨物自体に生じたすべての偶然な事故によって生じた損害について、パートナー様が貨物の所有者(荷主)や元請運送人に対する法律上・運送契約上の賠償責任を負担することによって被る損害に対してこの特約にしたがって保険金をお支払いします。賠償責任の額は次の①または②にしたがって得られた額を基礎とし、かつその額を超えない額とします。<オールリスク担保・1事故につき輸送中1,000万円(免責5,000円)、作業中・保管中5,000万円限度(免責5,000円)>

- ① 仕切状・納品書がある貨物についてはその状面価額
- ② ①の書類がない貨物については荷受人への引渡日または引渡しがしなされたと考えられる日の貨物の到達地における正品価額(ただし、中古貨物については時価額を限度とする)

(2) 保険の対象とならない貨物

- 新株券 ●法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- 輸送用具自体(トレーラーシャーシ・コンテナを含みます。)

2. 保険金をお支払いする主な損害

基本条件は「オール・リスク担保」条件とします。保険金をお支払いする主な損害は次のとおりです。

- 火災、爆発 ●輸送用具の衝突・脱線・転覆・墜落
- 輸送中の盗難・不着・破損・まがり・へこみ など
- ※ただし、次の損害に対しては補償の範囲が制限されます。
- ばら積み貨物
「特定危険担保条件※」、盗難および輸送用具1台ごとの不着にかぎり保険金をお支払いします。
- 野積み貨物
「特定危険担保条件※」による損害にかぎり保険金をお支払いします。
- 生動物(家畜、活魚貝類を含みます。)
「特定危険担保条件※」によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。
- 美術品、書画、骨董品、貴金属、宝玉石
1梱包(外装)あたり30万円を限度として保険金をお支払いします。
- 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物、定温管理される貨物
「冷蔵ワイド補償特約」により、冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・低温管理される貨物について、運送人の過失を含む特定の事由によって生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いします。(1事故300万円限度)
- 貨紙幣・有価証券
荷主が貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便による「輸送中」および「仮置中」にかぎり、1事故につき、30万円を限度に保険金をお支払いします。
- ※「特定危険担保」条件では、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲 損害に対してのみ保険金をお支払いする保険条件となっております。

3. 受託貨物にかかわる各種費用損害

(1) 残存物取片付け費用

受託貨物に保険金支払の対象となる損害が発生した場合に、残存物の取片付けに実際に要した費用をお支払いします。(1事故300万円限度)

(2) 検査費用

受託した貨物に損害が発生しているかを検査する場合に、検査・仕分・再梱包に実際に要した費用をお支払いします。(1事故300万円限度)

(3) 特別経搬費用

貨物積載中の輸送用具に事故が発生した場合に、中間地における荷し・陸揚げ・保管・再積込および仕向地への再輸送の費用、その貨物の輸送を継続するために要した牽引・代車費用等に実際に要した費用をお支払いします。(1事故につき300万円を限度とします)

(1)~(3)はいずれも、損保ジャパンの承認が必要です。

4. 第三者賠償責任

パートナー様が受託した運送・作業・保管業務中に生じた偶然の事故により、他人の生命もしくは身体を害したまたは他人の財物を滅失、損傷もしくは汚損した場合において、法律上の賠償責任(各種付帯費用・逸失利益・慰謝料等の間接損害を含みます)を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。(1事故1億円限度・免責5,000円)

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 受託貨物に生じた損害

次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 当社、協力会社の皆さま、保険金を受け取るべき者またはこれらの使用人の故意による
- 貨物の自然の消耗、性質、欠陥
- 荷造りの不完全
- 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと
- 運送の遅延
- 戦争、内乱その他の変乱
- 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- 捕獲、だ捕、抑留または押収
- ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または参加者の行為
- 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器
- 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為、その他類似の行為
- サイバー攻撃により生じた損害
- 無免許・無資格運転
- 酒気帯び運転
- 麻薬、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- 法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合
- 輸送用具の不完全被覆

など

(2) 各種費用損害

次の費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用
- 貨物積載中の輸送用具のガス欠・バッテリー上がり・タイヤのパンクが発生した場合の費用
- 原運送契約によって運送人が負担すべき費用、貨物についてなど通常要すべき費用または荷主が任意に支出した費用

など

(3) 第三者賠償責任

「5.(1)受託貨物に生じた損害」に記載の内容のほか、以下の場合も直接であると間接であると問わず、お支払の対象外となります。

- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人ならびに下請負人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 液体、気体の排出、流出、いつまたは漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
- 音波、電波、電磁波、振動の発生に起因する賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 航空機、船舶、自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含みます。)の所有使用または管理に起因する賠償責任。
ただし、貨物が自動車である場合は、その積込みまたは荷卸し作業時における自走中および貨物の荷役に供するフォークリフトならびに輸送用具としての自動車に付属する荷役機械の所有、使用または管理に起因する賠償責任を除きます。

<次のページに続きます>

5. 保険金をお支払いできない主な場合（続き）

- 業務の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡後）または業務を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
 - 被保険者の管理を離れた、財物に起因する賠償責任
 - 直接であると間接であると問わず、次のアからウまでに掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ア. 所有財物
被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約のもとでつき購入した財物を含みます。
- イ. 受託財物
次の(ア)および(イ)に掲げる他人の財物をいいます。
- (ア) 借用財物
被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。ただし、一時的に借用した貨物の荷役に供するフォークリフトを除きます。
- (イ) 支給財物
次のaおよびbに掲げる財物をいいます。
- a. 作業に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。
- b. 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
- ウ. 作業対象物
受託財物以外の作業「対象物」をいいます。
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
 - 施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓 スプリンクラーその他業務用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪などによる財物の損壊に起因する賠償責任
 - じんあいまたは音に起因する賠償責任
 - 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する賠償責任、または石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

6. 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは当社までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

7. 個人情報の取扱いに関する事項

保険契約者（当社）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④ 損保ジャパンが、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業を取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。損保ジャパンの個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください。

8. 告知義務・通知義務

ご加入の際には、当社または損保ジャパンへ事実を正確に教えてください。告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合等がありますと、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

また、告知された事実に変更が発生した場合等には、速やかにその旨を当社または損保ジャパンまでご通知ください。

(注)「対象貨物」、「輸送用具」、「輸送区間」、「ご契約に適用される特別約款等」で規定される告知事項、「同一貨物に他の保険契約があること」など

9. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難になり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

10. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入にあたり特に重要な事項が正しく記入されていること等をご確認いただくものです。ご確認にあたりご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

1. ご加入内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、ご確認ください。
2. お客さまにとって重要な事項をご確認いただきましたか。
特に「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる事項や、「ご加入時、ご加入後にご注意くださいこと」に関する事項については、必ずご確認ください。

11. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808**
〈通話料有料〉

〈受付時間〉 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110
〈受付時間〉
平日：午後5時～翌日午前9時
土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）
※受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

この書面はCBcloud株式会社が契約者となり、損保ジャパンとの間で締結している運送保険の概要を説明したものです。

取扱代理店：CBcloud株式会社
住所：東京都千代田区神田練堀町300住友不動産秋葉原駅前ビル16階
電話：03-6262-9740 受付時間：午前9時～午後5時

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社 企業営業第八部第三課
住所：東京都中央区日本橋2-2-10
電話：03-3231-4152 受付時間：午前9時～午後5時